

2003年10月

殿

滋賀県中小企業家同友会  
代表理事 蔭山 孝夫  
〒525-0036 草津市草津町1512  
電話 077(561)5333 FAX077(561)5334  
E-Mail : [info@shiga.doyu.jp](mailto:info@shiga.doyu.jp)  
URL : <http://www.shiga.doyu.jp>

# 2004年度滋賀県に対する 中小企業家の要望と提案

## はじめに

私たち滋賀県中小企業家同友会（以下、滋賀同友会：1979年1月創立、会員数550名、総従業員数約1万3千名、総売上高約2,300億円）は、「よい会社をつくろう」「よい経営者になろう」「経営環境を改善しよう」の三つの目的を持ち、「自主・民主・連帯」の精神で運営し、「国民や地域とともに歩む中小企業」をめざして活動している中小企業経営者の自主的な非営利団体です。

私たちは、人材・資本・技術や情報など経営資源を有効に活用し、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境を是正することに努め、1997年以降毎年県に対する要望書を作成し、県とすべての県議会会派、地域金融機関にお伝えして懇談を積み重ねて参りました。

日本経済は、大企業を中心にした景況感の改善から株価が回復するなど好転の様相が見られるものの、個人消費は低迷を続け中小企業景気の実態は悪化の度合いを深めており、地域経済の崩壊を防ぐためにも緊急かつ抜本的な経済政策が切望されています。

2003年度版「中小企業白書―再生と企業家社会への道―」で平沼赳夫経済産業大臣（当時）が「今回の白書においては、我が国経済の発展を支えてきた中小企業の『強み』を再確認し、中小企業こそが経済再生の先導役であることを明らかにしております」と述べておりますように、政府も地域経済における中小企業の独自の役割を評価し、あらためてその活力を引き出すことを重視しております。

私たちは、中小企業経営を発展させる政策対応を強く要望するとともに、地域に根ざした中小企業が果たしている役割を正当に評価し、中小企業振興政策を県の産業政策の柱とされることを要望するものです。

これまで滋賀同友会は、人間を人間として大切にす理念型の経営で強い体質の企業をめざし、構造転換による地域経済の空洞化に歯止めをかけ地域の雇用を守り発展させると共に、経営指針成文化（経営理念・方針・計画）と実践による良い体質の企業づくり、社員“共育”活動、中学生の職場体験学習、高校・大学生のインターンシップを組織的に取り組んできました。また、同友会版環境マネジメントシステム（同友EMS）の普及による環境保全型の企業と人材の育成、金融アセスメント法の制定をめざした署名（10,550筆集約）と各議会での意見書採択要請（県議会・8市議会・49町村議会で意見書可決／03年9月末現在）、新産業創造部会と（協）HIP滋賀による新産業の創出をめざした産学官連携の推進ではいくつかのプロジェクトを立ち上げるなど、地域振興へも積極的な役割を果たして参りました。

私たちは、自らの経営姿勢の確立に努め、中小企業家としての社会的責務を果たし、地域経済と中小企業が発展できる環境をつくるために、下記のような経営環境を求め行動するものです。関係各位のご協力、ご支援を要望します。

## 1. 滋賀県らしさをいかし、新しい内需を喚起させ、中小企業を活性化させる産業政策を

空洞化する地域経済を再生するには、地域経済の主たる担い手である中小企業が活性化することが欠かせません。産業政策の比重を抜本的に中小企業重視へと転換させるとともに、滋賀県らしさをいかしながら、新しい内需を喚起する景気対策と、新産業・新市場を創造する計画的できめの細かい中小企業への支援策が必要です。さらに、中小企業が政策・施策の受け身の利用者である内は、政策効果も限られたものとなります。自ら主体的に政策づくりに関わってこそ、その拡がりは大いなものとなると思われますので、政策形成の適切な局面で中小企業の参加を促すよう努力して下さい。

### 〔要望・提案事項〕

- 1) 地域から大企業が次第に撤退していくなかで、中小企業が地域で取り組んでいる新規事業、事業転換、グループ化、ネットワーク化などのさまざまな「新しい仕事づくり」——それらは市場としては小さいが市場を深く掘り起こす多種多様な事業であり、地域経済を活性化させ国民生活を豊かにすること、地域雇用を維持し拡大することに結びついている——を有効な景気回復策として位置づけて積極的に支援するほか、中小企業支援政策の検討・立案に際して地域の中小企業が主体的に関わる機会を持ってください。
- 2) 人間の暮らしやすさの追求と産業の内発的な発展を統一してすすめるために、琵琶湖を中心とする滋賀県的美観を保全する対策を計画的かつ積極的に推進し、多様な生命を育み、人間らしく生きることができる太陽のような湖国滋賀づくりに取り組んで下さい。  
例えば、普通の街や暮らしが日本的で自然と調和し美しく、商業や観光も自然や街並み・美観を最重視し、滋賀県らしさを大切にしたい理念と実践に貫かれるようすること。防災対策と都市美観の向上による観光促進策、そして内需喚起の「起爆剤」として、電線の共同溝による地下埋設工事を各市町村が指定地域を設定し、地元工事業者が参画で実施すること。バリアフリー住宅や環境保全型住宅が普及するように、建築やリフォームに対して県として独自の評価基準を設けて助成措置を講じること。また、そのような建築関連技術を研究開発する企業や任意のグループに対して、その研究が促進され事業化への道筋が図られるようなきめの細かい支援策を講じることなど。
- 3) 観光・余暇・教育・医療など人間の活動能力の発展をはかる社会的ニーズや防災対策、環境保全、高齢化・福祉、地域づくりなど社会生活の中から新しい内需を誘発しようとする中小企業を戦略的に支援する地域産業政策を展開してください。
- 4) 従来型の公共事業から、環境にやさしくしかも地域を豊かにし、地域雇用に果たす役割も大きい、生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させてください。

5) 景気回復をはかるために、地域経済の実情に応じた発注を行うとともに、一定の質をもつ公共工事価格を適正価格として位置づけてモデル化し、下請けへの発注単価が適正であるかどうかを十分に監視して下さい。

技術的に可能な限り分離・分割発注の拡充、一定金額以下の発注を中小企業に限定する制度の導入、施工準備金・前払い制度の活用、発注の平準化推進、官公需適格組合を積極活用して下さい。

I T関連の見積価格の適正化を専門家や組合、NPOの協力を得て図ると共に、システムの調達に関しては小回りのきく保守体制を確立させるために、地元中小企業を優先して下さい。

## 2. 中小企業と地域経済を活性化させる金融政策への転換と、新産業の育成と共に実効性のある中小企業への支援策を

潜在能力を持ちやる気のある企業が、構造改革の波を受けて息の根を止められないためには、中小企業と地域経済を活性化させる、心あたたまる金融政策が必要です。

また、県や各市町村で行われる中小企業政策は、ベンチャー企業の育成や創業だけにとどまらず、健全な企業家精神を持つ多様で多数の中小企業の「経営革新」「第二創業」等の自主的経営努力を着実に実らせるために、現実的かつ適切にバックアップすることに力を入れなければなりません。

### 〔要望・提案事項〕

- 1) 私たちは、中小企業と地域が健全かつ社会的に望ましいかたちで発展していくために、「円滑な資金需給」「利用者利便」などの視点から必要な情報を収集して金融機関の活動を評価し、公開する「金融アセスメント法」(仮称)の制定に取り組んでいます。この運動は、金融庁の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の策定など、金融政策に大きく反映されました。滋賀県としても「金融アセスメント法」(仮称)推進の立場を表明し、早期法制化を国へ働き掛けて下さい。
- 2) 県および信用保証協会は制度融資の融資審査にあたっては、物的担保主義を見直し、経営指針(経営理念・方針・計画)の確立、経営者の資質、企業の技術力、開発力、市場性、社風等を総合的に評価するシステムへの転換を早急にはかって下さい。また、審査に当たっては協会職員と経営者が直接面談するシステムを基本とし、人間的信頼を基礎にした心あたたまる対応を行うように指導して下さい。
- 3) 保証付融資を利用する場合、保証料を払った上に連帯保証人が必要とされるのは、本来の信用保証理念の趣旨にそぐわないものであり、無保証人融資をふやすこと、少なくとも連鎖倒産の原因となる第三者の連帯保証を求めるのは止めるようにして下さい。
- 4) 行政の行う金融施策の対象は個別の企業と協同組合で、法人格を持たないグループは対象

になりません。しかし、今後は複数の企業が連携しネットワークを形成して共同受注や共同開発する事例が増えると思われますので、任意の組織に対する金融上の対応について検討して下さい。

5) 「中小企業創造的事業活動促進法」および「中小企業経営革新支援法」の認定企業は技術開発型企業や第二創業にチャレンジする既存企業が多く、経営面ではマーケティングをはじめ様々な課題を抱えています。

新しいものづくりや第二創業に着手した企業を支援する次の段階として、中小企業の弱点である「作っても売れない」問題にメスを入れ、マーケティング力や資金調達をするための具体的な支援（例えば、中小企業診断士など専門家によるアドバイスの公費派遣補助回数を増やしたり、滋賀発のオリジナル商品をPRする常設展示場やパンフレットの整備、専用サイトの整備など）を抜本的に強化して下さい。

また信用保証協会が本来の趣旨に沿い、認定企業へ「無担保」「無保証」による積極的な金融支援を行うよう働き掛けて下さい。

6) 私たちは新産業創造部会と（協）HIP滋賀で産学連携による新製品開発を進めており、すでにいくつかのプロジェクトが立ち上がっています。今後も中小企業が産学官連携で成果を上げるために必要な環境整備（企業ニーズと県内大学や研究機関のシーズをマッチングさせる多様な機会づくり。そのような活動をすすめている任意の組織への協力）をすすめるとともに、共同研究にかかる費用の支援（簡単な申請で済み、小さな金額でたくさんの件数がある）を求めます。

7) 新市場創造のため、コア技術を持った企業によるネットワークでの開発や受注の取組みへの支援を強化して下さい。たとえば、コーディネート活動を支援していただける「相談員」（アドバイザー）を配置していただき、共同開発や共同受注の案件が生まれた時に、適切な技術者・研究者・企業の紹介、効果的なマーケティングのアドバイス、公的制度の活用、展示会への出展など、グループが継続的に相談しながら取り組める制度の確立など。

8) 「びわ湖環境ビジネスマッセ」に環境保全型社会構築と環境ビジネス創出をめざしている県内の中小企業や小企業が、もっと気軽に出展しやすい仕組み（出展費用の抑制など）を講じて下さい。

9) 健全な企業家精神を持つ多様で多数の中小企業が経営革新を図るためには、異業種間の交流とコラボレートを目的としたさまざまな事業をおこない、集まった人たちが刺激しあうための場づくりが必要です。滋賀県では、21世紀のたくましい経済県づくりのシンボルセンターとして「滋賀21会館（仮称）」の建設を進めていますが、そのような機能を充分満たしているとは思えません。滋賀県の新しい経済を担う中小企業や各種団体、大学の支援機関等が集中的に事務所や出先機関を構え、オリジナル商品などの常設展示や研修会場を備えた総合センターの機能を持つ施設の実現を、既存の公共施設を整備することも含めて早急に計画

してください。

例えば：クリエイションコア・東大阪 <http://www.m-osaka.com/jp/index.html>  
扇町インキュベーションプラザ <http://www.mebic.com/>  
香川インテリジェントパーク <http://www.k-i-p.jp/>  
沖縄産業支援センター <http://www.okinawa-sangyoushien.co.jp/>  
など。

10) 滋賀県中小企業家同友会新産業創造部会では、県内大学との連携で活力ある企業づくり、滋賀発の新事業創造をめざして活動しています。県内の産学官連携関係者が制度上の立場を越えて知見を持ち寄り、相互に検討を加えて共有化していく仕組みが存在すれば、産学官連携をいっそう推進する手がかりにすることができます。県内大学や研究機関の垣根を取り払い、企業の持つ事業化ニーズを学の知見で支援し、官がバックアップする仕組みを確立させるために、産学官連携に取り組む関係者が経験交流するための機会や組織を設けてください。

### 3. 豊かな人間として育つ教育環境の整備を

私たち中小企業は、地域雇用と活性化の担い手として、「企業に役立つ人材」である前に「社会で通用する人格形成」をめざし、働くことを通して若者達に対する人間教育を進めています。

そのような中、弊会の天津支部や東近江支部では、健全な中小企業の役割を地域へ広め、働くことの意義、働くことで人として育つことに気づくことを自社の経営革新の機会と位置付け、中学生、高校生の職場体験学習を受け入れています。また新産業創造部会では「起業家精神」の育成をめざし、企業の採用活動とは完全に切り離して大学生のインターンシップにも取り組むなど、子どもや学生たちが働くことを通じ、社会性豊かに育つ気づきの場として積極的に支援と協力をしております。

私たちは、『教育基本法』の精神にもとづき、「個人の尊厳を重んじ真理と平和を希求する人間の育成を期すると共に、普遍的で、しかも個性豊かな文化の創造をめざす教育」をめざしています。企業において人材を育成することとは「都合のいい企業人間」を育成することではなく、人間としての「生きる力」を身につけ、責任ある社会人として経営者と共に育ちあうことです。中小企業の中で共育ちの理念のもと改善していくと同時に、行政、教育現場との連携が大切だと考えます。

#### 〔要望・提案事項〕

- 1) 教育基本法の改正が論議されていますが、現在の教育基本法そのものが人間の個性を重視し人間の全面的な発達を促しています。私たち同友会は社員共育（教育）を「教育基本法」と「ユネスコ学習権宣言」にもとづいて活動をし、成果をあげています。県としても同友会と共に上記の基本法及び宣言の確認をあらゆる場で完全実施して下さい。
- 2) 教師が一人ひとりの子どもと向き合うゆとりが持て、自主的で地域性に合った授業内容が取り入れられ、また30人学級の実現と教育・文化・スポーツ施設を大幅に拡充して下さい。

- 3) 長期的視野に立って、人材教育するため、教師、父母、行政、企業経営者が協力し合い、懇談会やシンポジウムを常に実施し、滋賀県で育てる豊かな人間像を語り合う場を提供し支援してください。
- 4) 中小企業について、子ども、生徒、学生、地域に正確な理解と認識がはかれるように、学校教育等で中小企業の最新の実態に基づいた正確な姿を教えていただくシステムを講じて下さい。そのための一環として、中小企業の経営者を授業の講師とすること及び、教師が中小企業の現場で現状以上に研修する機会を増やして下さい。
- 5) 大学生のインターンシップが積極的に行われていますが、滋賀県では各大学と個別企業がバラバラに対応し、働くことを通じて自立して生きる目当てに気づいていくという社会教育運動としての統一した理念が確立されていません。県として大学および受入をすすめている各団体を取りまとめ、より充実した教育力のあるインターンシップをすすめるための機関を設置するなど、経験の交流と蓄積に向けた施策を講じて下さい。
- 6) 県内各地の熟練技能者を遇する滋賀県独自のマイスター制度を発足させ、その技術を伝授していただく「マイスター・アカデミー」や、プロフェッショナルとしてのおもてなし・接待・サービス精神を学ぶ「ホスピタリティ・アカデミー」を開催し、向上心にあふれる人材を育成して下さい。

#### **4. 滋賀県の環境悪化を止め、琵琶湖の水質改善のための政策を。また環境ビジネスの育成と環境共生企業への支援策を**

私たち同友会は1995年6月に「琵琶湖淀川水系の水質を守るために：水環境行動憲章」を発表しました。翌96年2月に会の内外に向けて冊子を発行し、自然と共生する中小企業経営と環境保全型社会をめざして、実行できることから取り組んでおります。

会内には「地球環境研究会」を発足し、2001年11月には第9回世界湖沼会議の開催に呼応し、中小企業家として環境問題の解決に関わる理念と実践を全国へ発信するために、湖沼会議の自由会議として第1回目の「中小企業地球環境問題全国交流会」を滋賀で開催しました。

また、中小企業が費用をかけないで簡単に環境共生型の社風を確立できる「滋賀県中小企業家同友会版環境マネジメントシステム（同友EMS）」の作成と導入をはかるなど、出来ることから一歩ずつ前進させてきました。

さらに今年5月に地球環境研究会の中に米米倶楽部(<http://www.shiga.doyu.jp/komekome/>)を立ち上げ、社員や龍谷大学、立命館大学の学生有志も参加して、米の不耕起栽培に取り組みました。そこでは、稲作を通じて豊かな人間性を育みながら自然環境の大切さを体感し、9月には収穫を終えました。

私たちは、生命の尊厳性を尊重する理念を持ち、人類永遠の存続と繁栄を願い、環境保全に中小企業家として積極的に関わり実践してゆく立場から、以下の点について要望します。

〔要望・提案事項〕

- 1) 滋賀県内の大多数を占める中小企業が環境共生型へと向かうためには、同友会版EMSの導入 ([http://www.shiga.doyu.jp/doyu\\_ems/index.htm](http://www.shiga.doyu.jp/doyu_ems/index.htm)) が必要です。その意味で独自にシステム策定と導入をすすめる「同友EMS」を行政としても評価し、同友EMS導入企業を紹介するなど、県内中小企業へ意義を伝える各種活動に協力して下さい。
- 2) 県の環境施策について、担当部課や知事と意見交換する機会を設けてください。
- 3) 同友会新産業創造部会＝（協）HIP滋賀では、産学官連携で環境保全型社会を担う「エコホーム」づくりに向けたプロジェクトを立ち上げています。この取り組みが事業として成果を上げるには、行政の積極的な支援が欠かせません。このような、ゼロエミッション（廃棄物のゼロ排出）をめざすための任意の活動に、各担当部課より参加をすると共に、活動を継続して発展させるための、支援策を講じて下さい。
- 4) 環境ビジネスに取り組む中小企業にとって最も切実な問題は、「つくっても売れない」と言うことです。各企業がうみだした環境関連商品やサービス等を県として積極的に評価し、率先して活用するほか、販売専門の相談体制を確立し対応するなど、きめの細かい支援策を講じて下さい。
- 5) 琵琶湖の水質浄化に向けて農業廃水対策を緊急に進めると共に、水田に緩速濾過機能を持たせ、自然生物の保護（自然環境の改善）と稲作農業の発展（経済活動の発展）を統一させる、冬期湛水水田に始まる不耕起栽培を研究し、広めて下さい。
- 6) 水環境、地球環境保全の恒久的な要望
  - (ア) 山や森を再生させるための針葉樹林から広葉落葉樹林へと転換し、自然の山や森にダムの機能を果たさせる。
  - (イ) 水田や池、小河川、内湖を守ること。
  - (ウ) コンクリートによる三面ばりの河川工事をやめ、多自然型の川づくりをすすめ復活させる。
  - (エ) 処理場の分散した建設、中水の再利用、水循環システムの再構築。
  - (オ) エコシティの実践、太陽熱・風力・生ごみ発電・バイオマス等の活用を積極的に進める。
  - (カ) 透水性の舗装工事の推進。
  - (キ) デポジット制の導入。

## 5. 中小企業を経済発展の主役に位置づける「滋賀県中小企業憲章」の制定を

この10数年間にアメリカやヨーロッパの先進諸国は経済社会における中小企業の果たす役割を的確に評価して中小企業重視へと政策転換を行っています。2000年にはEU(欧州連合)



が「欧州小企業憲章」（リスボン憲章）を採択し、「小企業は、ヨーロッパ経済のバックボーンである。主要な雇用の源であり、ビジネスの発想を育てる大地である」と宣言しています。また、OECD（経済開発協力機構）も同年に採択した「中小企業政策に関するボローニャ憲章」で、中小企業が普遍的な存在として重要であることを認識した政策を行うことを強調しています。

わが国では1999年に中小企業基本法が改正されたにもかかわらず、未だ政策転換は遅れています。

戦後日本経済の復興において、中小企業は地域経済を根底から担う独自の役割を果たし、今日では空洞化する地域経済の自立的な再生と、真に豊かな文化性の高い人々の暮らしを担う中心的な役割を担っております。

私たちは中小企業を国民経済の豊かで健全な発展を質的に担っていく中核的存在として位置づけ、日本経済に果たす中小企業の重要な役割を正確かつ正当に評価することを通して、中小企業政策を産業政策における補完的役割から脱皮して中小企業重視へと抜本的に転換することを「宣言」し、日本独自の「中小企業憲章」を制定する運動を国と地方自治体に対して働きかけます。

#### 〔要望・提案事項〕

- 1) 滋賀県においては総事業所数の99.8パーセント（平成13年度事業所統計：民間事業所総数59,295社より従業者数300名以上の130事業所を大企業として除いたものを中小企業として換算）、総従業者数の84パーセント（平成13年度事業所統計：民間事業所雇用総数572,994人より従業者数300名以上事業所の90,117人を大企業として除いたものを中小企業雇用率として換算）を占める中小企業の自立的な活性化と地域経済の活性化は一体のものであります。

中小企業を軸にした新しい地域経済の活性化を促進し、きめ細かい総合的な政策実践を進める精神（理念）と方針を確立するために、滋賀県として全国に先駆けて「中小企業憲章」を制定してください。

- 2) 各市町村に対して、「中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を促進して下さい。

#### さいごに

滋賀県経済の自立的な繁栄には、地域と共に歩み育つ中小企業が連結し、学・官さらに地域住民とも力を合わせて、地域の経営資源をいかした個性的な事業を無数に創出していくことが必要です。

私たちは地域経済の再生を担うという社会の要請に応えるため、自主的自助努力をより一層強化し、全社一丸で良い企業づくりに努める決意です。

私どもの経営努力がより一層いかされる環境を願い、ここに要望と提案を提出しますので、関係各位のご協力を宜しくお願い申し上げます。

## 「ヨーロッパ中小企業憲章」—中小企業の役割を考える

2000年6月19、20日の両日、ポルトガルのサンタマリア・ダ・フェイラで開かれた欧州理事会（EU首脳会議）において、中小企業育成のための包括的枠組みといわれる「ヨーロッパ中小企業憲章」（以下、「憲章」）が採択されました。

この「憲章」は2000年3月のリスボンサミット（特別欧州理事会）の結論である「経済改革を通じたダイナミックな経済実現には、革新的な企業、とりわけ中小企業の創業と発展に望ましい環境をつくる必要がある」と実行に移したものです。

「憲章」は、加盟15カ国がトップレベルで中小企業のための政策に合意し、それを正式文書にしたものです。これは、EC及びEUの歴史でも画期的なことであり、内容的には、加盟各国がめざすべき方向を具体的に示した文書になっているところに特徴があるといわれています（三井逸友氏による）。

「中小企業はヨーロッパの経済のバックボーンであり、雇用の源であり、ビジネスアイデアを育てる大地である」「中小企業はイノベーション、雇用の原動力、同様に欧州の社会的及び地域的統合の原動力とみなされるに違いない。したがって、中小企業と企業家精神のニーズにとって最もよい環境が作り出されるべきである」と「憲章」の前文において、中小企業をヨーロッパ経済の根幹に位置づけて高い評価をあたえるとともに、育つ環境作りの大切さを指摘しています。

振り返ってみると、80年代の後半以降92年のEU市場統合をにらんで、市場統合のカギは中小企業の発展にあり、そのためには中小企業が不利を被ってはならないという考え方のもとに、基本スタンスとして中小企業が育つ環境をつくっていく政策が進められてきました。

それには、不況と高失業からの脱出は、企業が元気になること、なかでも中小企業が元気になることにある、すなわち中小企業の雇用吸収力と中小企業がもっているダイナミズムがヨーロッパ産業の競争力強化につながるという認識があったからです。

80年代後半からのこうした考え方による中小企業政策の展開が「憲章」として結実したということができます。もちろんこの「憲章」にも課題はたくさんあるでしょうが、日本の中小企業政策の基本スタンスと比較したときに、大きな違いがあるのが分かります。

日本の場合は99年12月から施行された中小企業基本法においても中小企業を経済の「根幹」と位置づけているわけではありません。「我が国経済の活力維持及び強化に果たすべき重要な使命を有する」というだけで、それが枝葉のことなのか、柱のことなのかが見えない位置づけになっています。

この10年間にアメリカやヨーロッパは中小企業の経済社会に果たす役割を的確にとらえて中小企業重視へ確実に変わりました。ここから日本も学ぶべきではないでしょうか。

(Z)

「中小企業家しんぶん」3月15日より

## 同友会の3つの目的

- ① 同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。
- ② 同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③ 同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

良い会社・良い経営者・良い経営環境をめざす

# 滋賀県中小企業家同友会

〒525-0036 草津市草津町1512 TEL077(561)5333 FAX077(561)5334

E-mail [info@shiga.doyu.jp](mailto:info@shiga.doyu.jp) ホームページ <http://www.shiga.doyu.jp>